

# 労働契約終了後における営業秘密侵害に関する判例考察



会員 山尾 昭一郎

## 目次

1. はじめに
2. 営業秘密と秘密保持義務
3. 営業秘密侵害をめぐる裁判例
  - (1) ポリオレフィン発泡体営業秘密侵害行為損害賠償請求控訴事件
  - (2) 水処理設備設計等不正競争行為差止等請求事件
  - (3) フオセコ、ジャパン、リミテッド不正競争行為禁止仮処分命令申請事件
  - (4) バイク便不正競争禁止義務違反行為損害賠償請求事件
  - (5) セラミックコンデンサー積層機及び印刷機営業秘密侵害行為差止等請求事件
4. 競争禁止約款につきアメリカ国際私法上の準拠法決定に関する判例
  - (a) Shipley Co. Inc 事件
  - (b) Formy Industry, Inc 事件
  - (c) Barnes Group, Inc 事件
5. おわりに  
.....

## 1. はじめに

今日の企業活動はその拡大ならびに成長を図るため、産業構造のグローバル化により国際競争力を一段と強化するべく欧米のほか東アジア諸国との間で生産、技術提携ないし多国籍化を進めて経営の効率化に努めているのである。

そのような状況のなかで、この程、日米欧など41カ国の特許当局は実務者会合で特許制度の統一に向けた条約案の骨子を固め、米国を含めて日欧型の先願主義を各国で採用せんとする動きはグローバル化する企業の負担軽減をはかり、訴訟リスクの低下を期待するものとして、知的財産制度上その意義は大きいものと思われる。それだけに、企業間競争において技術ノウハウなどの営業秘密の保護は知的財産戦略として喫緊の課題といえることができるのである。

不正競争防止法では、先の改正（平成17年11月施行）で日本国外で営業秘密の不正使用、開示した国外犯の処罰のほか、裁判所の秘密保持命令の国外違反者

の処罰、また退職者に対する処罰を導入するなど罰則の強化によって営業秘密の保護強化をはかるものとした。他方、民法においても平16法147による改正により、民法709条に定める不法行為の保護法益として、他人の権利のほか法律上保護される利益を明文化したことの意味は大きいといえることができる。

労働契約についても紛争防止をはかるため、厚労省では“労働契約法制の在り方に関する研究会”において検討を終え、労働条件分科会で審議され、2007年通常国会に法案提出を目途に進んでいるようであるが、これは本稿で論じている退職者の秘密保持義務ないし競争禁止義務との深い関わりがあるものだけに十分に注視すべきものと思われるのである。次に、経済のグローバル化に伴い営業秘密の侵害行為も国際化し国際契約の増加が予測されるだけに、平成19年1月施行の“法の適用に関する通則法”に定める不法行為の扱いにより、どのように準拠法が決定されるかが重要な検討課題となるであろう。本稿では競争禁止約款に関するアメリカ国際私法上の準拠法決定につき州際事件を参考までに紹介するものとする。

## 2. 営業秘密と秘密保持義務

そもそも秘密保持義務は使用者と従業者との間の労働契約又は会社と取締役との間の委任契約における誠実義務の一環であり、その対象である営業、技術情報が法律で保護するに相応する利益であることを要件とすることは契約法上当然に求められるものである。（民法1条2項、623条、643条、644条、709条）

特別法たる不正競争防止法では同法2条4項（現行法では同法2条6項、以下同様）において“秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう”と明確に規定されているのである。すなわち、(1) 一般的に当該情報にアクセスできる者が制限されて、且つ当該情報が秘密である

ことが客観的に認識できること、いわば秘密管理が行われていること(2)当該情報が事業活動によって使用、利用されることで財やサービスの生産、技術開発、販売に役立つ有用なものであることが必要とされるもの(3)当該情報が保有者の管理下に依らなければ入手できない状態にあって保有者以外の者が当該情報を知っていたとしても、保有者の管理の下でその者に秘密保持義務が課されていることから、公然と知られていない状態にあると認められることを要するとされるものである。

労働契約存続中においては、営業秘密について従業者は契約上付随する誠実義務を負いその一環として秘密保持義務ないし競業避止義務を負うもので、委任契約では取締役は忠実義務のほか善管注意義務、競業避止義務を負うとされることは明かであるが、契約終了後においては特約のない場合は消滅するものと一概に云い得ないもので、信義則の問題として秘密保持義務を負い、合理的な範囲で競業避止義務を負うものとされており、因みに“我妻 栄著、債権各論上巻 契約と信義誠実の原則”では“契約終了後においても、相手方がその契約関係にあったことのために不当に不利益を蒙らないようにしてやる義務があるとして、雇われて技術を習得した者は雇用関係終了後においても、その習得した技術をもって直ちに雇い主の営業上の地位を脅かすような競業を避けねばならない。”と述べて、契約終了後も信義則の問題として退職者はなお秘密保持義務を負うものとされているのである。

### 3. 営業秘密をめぐる裁判例

下記判例(1)は不正競争防止法改正前の営業秘密侵害行為を対象とするもので、民法709条所定の不法行為を構成するか否かの判断について、本件技術上のノウハウを原告事業の営業秘密として保護法益に値するものと認容し、その侵害行為を自由競争の許される限度を超えた不法行為と判示したものであり、次の下記判例(2)は不正競争防止法2条1項4号所定の不正取得行為の対象となる本件技術、営業情報が同法2条4項の営業秘密に相当しないとして本件差止等の請求を棄却したものである。前記判例のいずれもが不正行為認定に先立って法律上保護に値する営業秘密か否かの判断を判示したものである。

下記判例(3)は退職後における競業行為避止に関する特約の有効性を認め、競業行為の差止等を決定した事例であり、下記判例(4)は退職後の競業避止義務

等について何らの規定がない場合、元従業者らの競業行為は自由競争の許される限度を超えるものでないとして、信義則上、競業避止義務等に違反するものでないと判示された事例である。

下記判例(5)は不正競争防止法2条1項4号所定の従業者の不正取得行為及び同法2条1項5号所定の競業会社の不正取得後悪意転得行為による競業行為の差止等を認容した典型的な事例である。

(1) 在職中知り得た“ポリオレフィン発泡体の製造方法等”の技術ノウハウを他へ開示使用する行為が退任、退職後において特約がない場合でも、違法性あるものとして不法行為となるとされた事例<sup>(1)</sup>

(事案)

控訴人Xは訴外A会社の有する“ポリオレフィン発泡体の製造方法”名称の特許を実施するため昭和44年10月1日設立された子会社であり、当該特許につき専用実施権の設定を受けている。Xはさらに当該発明を改良したPE二段発泡法なる技術とこれに基づく生産設備を有していた。

披控訴人YはA会社では研究開発部次長で前記発明に関与した者でXに移籍後は取締役生産部長、研究開発部長となり、PE二段発泡法の開発にも関与した。

本件は前記技術や生産設備の中国への輸出交渉をXの責任者として担当していたYが途中でXを昭和59年3月20日退任して新会社Bを設立し、在職中知り得た技術ノウハウ等につき中国との輸出契約を締結し開示、使用した行為が不法行為であるとしてXがYに対し逸失利益等の損害賠償を求めたものである。

(判旨要約)

(1)-1 控訴人の有する本件技術の保護に値する秘密ノウハウは控訴人の開発にかかり、我が国では控訴人以外これを有しない。控訴人の営業に不可欠の有用な技術であり、それに相応しい秘密管理をしてきたものであるとして、これに対する不正行為から正当な保護を受けるに値する営業秘密ノウハウと認められると判示した。

(1)-2 控訴人を退任、退職した被控訴人の秘密保持義務については、労働契約上の付随義務ないしは取締役の善管注意義務、忠実義務に基づき、業務上知り得た会社の秘密についてこれをみだりに漏洩してはならない義務があることはいうまでもないし、会社の就業規則上これを禁止し、違反して会社に損害を及ぼし

たときには懲戒解雇する旨規定しているところであるが、退職、退任後にわたっての秘密保持や競業の制限等を定めた規定はなく、退職、退任する際にそれらの義務を課す特約をも交わしていない。しかしそのような定めや特約がない場合であっても、退職、退任による契約終了後も、信義則上、一定の範囲ではその在職中知り得た会社の営業秘密をみだりに漏洩してはならない義務を、なお引き続き負うものと解するのが相当であるし、従業員ないし取締役であった者がこれに違反し、不当な対価を取得し、あるいは会社に損害を与える目的から競業会社にその営業秘密を開示する等、許される自由競争の限度を超えて不正行為を行うようなときには、その行為は違法性を帯び、不法行為を構成するものというべく被控訴人には控訴人が被った損害を賠償すべき責任があると判示した。

適用条文 民法 709 条

(評釈)

本件は不正競争防止法（平成 2 年改正）が適用される以前の不正行為を対象とするもので、退職、退任後の営業秘密保持義務ないしそれに対する違反行為を違法性あるものとして民法 709 条に定める不法行為を構成するものと判示されたものである。

本件において、第 1 に契約終了後において特約がない場合であっても信義誠実の原則から一定の範囲で秘密保持義務を負うものと判示したこと、第 2 に本件技術ノウハウは原告の事業活動上不可欠にして有用な技術であり、それに相応しい秘密管理がなされているものと判示して法律上保護に値する秘密と認容し、それに対する侵害行為を違法性あるものとして損害賠償請求を認めたものであって、本判示は不正競争防止法の先例に値するものと云うことができる。

(2) 水処理設備の設計、製作、販売を業とする会社が元従業員の退職に伴い、技術ノウハウ、顧客名簿等に関する営業秘密が不正に取得され、競業会社に開示されたとして、不正競争防止法 2 条 1 項 4 号所定の不正競争行為の差止め等の請求をした場合に、本件情報が同法 2 条 4 項の営業秘密にあたらぬとして差止め等の請求を棄却した事例<sup>(2)</sup>

(事案)

原告会社 X は水処理設備装置の設計、製作、販売等を業とする会社であり、設立当初から水処理装置の研究開発を重ね、現在本件装置を水処理場を持つ全国

自治体に向け製作、販売しており、本件装置はそれぞれ日本下水道事業団から審査証明を得たものである。

被告会社は平成 7 年 8 月被告 Y1 小西が代表取締役、被告 Y2 山下及び被告 Y3 居村が取締役となって水処理設備装置の設計、製作、販売を目的として設立された会社であり、原告会社 X と競業関係にある。

被告 Y1, Y2, Y3 はいづれも原告会社 X の元従業員で被告 Y1 が営業、被告 Y2, Y3 は技術を担当していたものであり、平成 7 年 7 月頃に原告会社 X を退社した。

原告会社 X は本件各装置に関する設計、製作の技術ノウハウ、顧客リスト等の情報は不正競争防止法 2 条 4 項にいう営業秘密に該当するところ、被告 Y らは原告会社を退職する際に本件技術、営業情報を持ち出して不正に取得し、使用し、被告会社に開示し本件技術、営業情報を使用して、本件各装置を製作販売しており、かかる被告らの行為は同法 2 条 1 項 4 号所定の不正競争にあたりと主張して、主的に同法 3 条、4 条、5 条 1 項に基づき、予備的に被告らの営業活動は秘密保持及び競業避止の契約上の義務に違反するとともに、原告の重要な財産的価値ある本件情報を開示、漏洩、使用により故意に侵害するもので不法行為を構成するとして本件各装置の製造販売の差止め及び損害賠償を求めたものである。

(判旨要約)

(2)-1 原告は本件技術、営業情報、すなわち、“本件各装置に関する設計、製作の技術的ノウハウ、顧客リスト等の営業上の情報”と主張するだけで、その“技術的ノウハウ、顧客リスト等”の内容について何ら特定しないから、当然のことながらそれが果たして同法 2 条 4 項所定にいう“営業秘密”に該当するか否か判断することもできず、したがって、主張自体失当といふべきである。

(2)-2 原告の主張が本件各装置の構造自体をもって、同法所定の営業秘密であるとしても、原告主張の本件各装置の構造は原告が営業活動のために全国の自治体や設計事務所に配布しているパンフレット及び審査証明報告書によって公然と知られるに至ったといふべきであり、要する時間の長短は別として本件各装置を製作できるものと推認することができる。

(2)-3 本件各装置に関する設計図、製作図はロッカーに施錠されていたわけではなく、原告の従業員であれば担当のいかんを問わず誰でも取り出し、コピーを第三者に交付しないよう指示されていたわけでもないこ

とからそれらを秘密として管理されていたとは認められない以上、被告らの行為は不正競争防止法2条1項4号所定の不正競争には該当しない。

(2)-4 退職時の秘密保持として平成7年7月頃原告退職の際も被告らは“確認証”に署名捺印して原告に提出したもので、本件秘密保持契約が成立し、契約に基づく義務を負うことになるが、およそ、原告の業務に従事する際に知り得たすべての情報というわけではなく、そのなかで秘密として管理されている情報に限定されると解すべきであるところから、そのような事実は認められないから、被告らが本件秘密保持契約上の義務違反ということはできない。

現に原告において秘密として管理されている情報でなければ法によって保護すべき情報といえず、被告らが原告退職後にそれを使用した事実は認められないのであるから、被告らの行為が不法行為を構成するとまでいうことはできない。

したがって本件秘密保持契約違反及び不法行為に基づく原告の予備的請求も、その余の点について判断するまでもなく理由がないというべきである。

(評釈)

本件不法行為は不正競争防止法2条1項4号所定の不正取得、使用開示行為を対象とするものである。従って同号不正取得行為を認定する前提として本件情報が財産的価値ある利益として法律の保護に値するものか否か、同法2条4項所定の営業秘密に照らしての判断が先づ重要な決め手となったのである。

然しながら本件事案は原告会社の元従業員たる被告らが業務上知り得た技術ノウハウ等の営業秘密の利用、開示行為を対象とするものであって、むしろ、同法2条1項7号に規律するところではなかろうか。すなわち、被告らは保有者たる原告会社に従事し、その在職中知り得た技術情報等を退職後に利用、開示した行為が秘密保持義務違反ないし競業避止義務違反となるか否かの問題であろう。

(3) 会社の技術的秘密を知る被用者の退職後における競業行為を禁止する旨の特約を有効と認めた事例<sup>(3)</sup>

(事案)

債権者 X 有限会社フオセコ、ジャパン、リミテッド  
債務者 Y1Y2 外1名

債権者 Xは英国のフオセコ、インターナショナル、リミテッドと日本法人伊藤忠商事株式会社他数社との

合弁会社で金属鑄造の際に使用する溶湯処理剤、鑄型用添加剤等の各種冶金金属資材の製造販売を業とするものである。

債務者 Y1, Y2は共に昭和33年3月債権者の前身の有限会社に入社、爾来、債務者 Y1は昭和44年6月17日退社するまで満10年に亘って本社研究部に属し、更に退社時には豊川工場の品質管理を担当、債務者 Y2は同40年4月まで約7年間本社研究部に属し、更にそれ以後同44年6月30日退職するまで大阪支社鑄造本部で技術知識を有する販売員として製品販売に従事していた。

債務者両名は在職中、債権者との間に秘密漏洩禁止、退職後の競業禁止に関する本件特約を結んだ。

また、債務者両名は債権者を退職後まもなく昭和44年8月29日にアポロケミカルが設立されると同時に同社の取締役役に就任したものである。

従って債務者両名は債権者との本件特約に違反し、債権者と競業関係に立つ企業に関与したといえることができる。

アポロケミカル株式会社の製品は全て債権者の製品と対応し現実に債権者の得意先等に対し同様の営業品目を製造販売していることが認められ、債権者とアポロケミカルは競業関係にある。そこで本件は債務者両名の競業行為の差止めを請求したものである。

(判旨要約)

### (3)-1 本件特約の効力

一般に雇用関係において本件特約のような退職後における競業避止義務を含むような特約が結ばれることはしばしば行われることであるが、被用者に対し退職後特定の職業につくことを禁ずる、いわゆる競業禁止の特約は、経済的弱者である被用者から生計の道を奪い、その生存をおびやかす虞れがあると同時に被用者の職業選択の自由を制限又競争の制限による不当な独占の発生する虞れ等を伴うことから、その特約締結につき合理的な事情の存在することの立証がないときは一応営業の自由に対する干渉とみなされ、特にその特約が単に競争者の排除、抑制を目的とする場合には公序良俗に反し無効であることは明かである。

被用者が他の使用者のもとにあっても同様に修得できるものであろう一般的知識、技能を獲得したに止まる場合には、それらは被用者の一種の主観的財産を構成するものであって、そのような知識、技能は被用者が雇用終了後大いに活用して差し支えなく、これを禁ずることは公序良俗に反するというべきである。しか

しながら、当該使用者のみが有する特殊な知識は使用者にとり一種の客観的財産であり、他人に譲渡しうる価値を有する点において右に述べた一般的知識、技能とは全く性質を異にするものであり、これらは、いわゆる営業上の秘密として営業の自由とならんで共に保護されるべき法益というべく、そのために一定の範囲において被用者の職業を禁ずる特約を結ぶことは十分合理性あるものというべきである。このような営業上の秘密としては、顧客等の人的関係、製品製造等に関する技術的秘等が考えられ、右技術的秘を保護するために当該使用者の営業秘を知り得る立場にある者、たとえば、技術の中枢部にタッチする職員に秘保持義務を負わせ、又右秘保持義務を実質的に担保するために退職後における一定期間、競業避止義務を負わせることは適法、有効と解するのを相当とする。

### (3)-2 秘密の存在について

債権者は親会社より技術援助を受けるに際して製品の成分、製造方法に関して秘密の漏洩防止を義務づけられていること、債権者では研究部、生産部に所属する社員に対して S、D、A と称する特別の秘保持手当てを支給しており、更にハンドブックの検証結果の説示認定事実によれば債権者はその製品製造工程独自の技術的秘を有していることが認められる。

前述のように債権者が技術的秘を有するとしても、市販されている債権者製品の分析により極めて容易に製造しうるものであるとすれば、それは債権者にとって主観的にはともかく、客観的には保護に値する秘とは云い難いのでその点について更に検討を加えたが右認定を覆すに足りる疎明はない。従って債権者は客観的に保護されるべき技術上の秘を有しているといえる。

### (3)-3 債務者両名の競業避止義務について

債務者両名は債権者の技術的秘を知り、知るべき地位にあったとすることができる。

債務者両名の有する知識がアポロケミカルにおいて大きな役割を果たしていることは十分推認できるところであり、従って債務者両名は営業秘を漏洩し、或いは必然的に漏洩すべき立場にあると云え、債権者は本件特約に基づいて債務者らの競業行為を差止める権利を有するものといえる。——競業の制限が合理的範囲を超え債務者らの職業選択の自由等を不当に拘束し、同人の生存を脅かす場合には、この合理的範囲を確定するにあたっては、制限の期間、場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲、代償の有無等について

債権者利益（企業秘の保護）債務者の不利益（転職、再就職の不自由）及び社会的利害（独占集中の虞れ、それに伴う一般消費者の利害）の三つの視点に立って慎重に検討していくことを要するところ、本件契約は制限期間は二年間という比較的短期間であり、制限の対象職種は債務者の営業目的である金属鑄造用副資材の製造販売と競業関係にある企業というのであって——制限の対象は比較的狭いこと、場所的には無制限であるが、これは債権者の営業秘が技術的秘である以上やむを得ないと考えられ、退職後の制限に対する代償は支給されないが、在職中、秘保持手当てが債務者両名に支給されていたことは既に判示したとおり、これらの事情を総合するときは、本件契約の競業の制限は合理的な範囲を超えているとは云い難く、他に債務者らの主張事実を認めるに足りる疎明はない、従って本件契約はいまだ無効と云うことはできない。

(評釈)

本件のポイントは債権者の独自の製品成分、製造工程など技術的知識、技能を技術上の秘として他人に譲渡しうる客観的財産と認め、営業の自由と並んで保護すべき利益と認定の上、技術中枢部に所属する債務者に在職中、秘保持義務を負わせるは勿論のこと、退職後においても一定期間、競業避止義務を負わせる特約を有効としたこと、また、競業の制限についてその合理的範囲確定に際して、債権者利益、債務者不利益及び社会的利害の三つの視点で慎重に検討すべきことと判示したところに意義があると云える。

(4) バイク便会社の元従業員らが退職後、従業員の父の経営する訴外会社の一部門として新たに開業して行った行為が元従業員の信義則上負担する秘保持義務に違反しないとされた事例<sup>(4)</sup>

(事案)

原告 X はオートバイによる配達業を目的とする会社である

被告 Y1 は平成 5 年 10 月 25 日に原告に入社し、オートバイによる配達員として稼働していた。

被告 Y1 は原告の顧客から配達の依頼があると、オートバイの箱の中に入れてある本件住所録で当該顧客の住所を調べて荷物を取りに行くように指示されていた。被告 Y1 は顧客とのトラブルを契機として平成 6 年 6 月 6 日原告を退社した。

被告 Y2 も原告の従業員であったが原告を退社した後、バイク便の会社を設立しようとしていたが、その計画は頓挫した。そこで被告 Y3 が設立、経営している訴外会社の一部門として“コメント”という店名で X と営業内容を同じくするオートバイによる配達業を開業、同年 8 月 23 日から営業を開始した。

そこで原告は被告らが被告 Y1 らが在職中、原告より貸与されていた本件住所録を無断で持ち出し若しくは不正複製して開始し、現在まで原告の得意先を訪ねて物品配達業を続けているとして本件行為は秘密保持義務ないし競業禁止義務に違反するもので共同不法行為に当たり、不正競争防止法 2 条 1 項 7 号に該当するとして被告 Y らに対し損害賠償の支払いを求めたものである。

(判旨要約)

労働者はその負担する誠実義務の一つとして競業禁止義務を負うと解されるが、労働者には職業選択の自由が保障されていることから、商法等により特別規定された場合を除き、雇用関係終了後は当事者間で特約された場合を除いて、しかも合理的な範囲においてのみ競業禁止義務を負うものと解するのが相当である。

もっとも、労働者が雇用期間中に知り得た業務上の秘密を不当に利用してはならないという義務は、不正競争防止法の規定及びその趣旨並びに信義則の観点からしても、雇用期間終了後にも残存するといえようが、右を不正、不法と評価するに際しては、労働者が有する職業選択の自由及び営業の自由の観点から導かれる自由競争の原理を十分斟酌しなければならない。右観点からすれば雇用契約上、雇用関係終了後の競業禁止義務及び秘密保持義務について何等の規定がない場合において、労働者が雇用契約終了後に同種営業を開始し、開業の際の宣伝活動として従前の顧客のみを対象とすることなく、従前の顧客をも含めて開業の挨拶をすることは、特段の事情のない限り、自由競争の原理に照らして、許されるものというべきである。

これを本件について見るに——信義則上負担する前記義務に違反するものであるとは評価することは困難であるというべきである。したがって、不法行為損害賠償請求権に基づく原告の請求は理由がない。

また——他に被告らが原告の営業の秘密を図利加害目的で不正に利用したと認めるに足る証拠はないから、不正競争防止法違反をいう原告の主張もまた理由がない。

(評釈)

本件では雇用関係終了後当事者間で何ら規定がない場合において、従業者の負担する秘密保持義務ないし競業禁止義務は退職後においても信義則上、なお残るものといえることができるが、不法行為と評価するには従業者の有する職業選択の自由及び営業の自由という観点から自由競争の原理に照らして判断すべきであるとして、本件行為は信義則上負担する義務違反ではない。また、原告の営業秘密を図利加害目的で不正に利用したと認められないとして不正競争防止法違反という原告の主張を認めなかった事例である。

(5) 原告会社保有の電子データを不正競争防止法 2 条 4 項所定の営業秘密に該当するものとして元従業員被告らの不正取得、使用、開示行為を同法違反として差止め、廃棄させ、営業上の損害を認めた事例<sup>(5)</sup>

(事案)

原告ニュークリエイト株式会社はセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の製造販売を主な事業とする会社である。

被告 A は平成 7 年 3 月 30 日、原告に入社し、以来、セラミックコンデンサー積層機及び印刷機を始めとする各種機械の組み立て図及び商品図の作成、組み立てられた各種機械の調整の業務に従事していたが平成 11 年 8 月 27 日原告を退社した。

被告 B は平成 10 年 9 月 21 日原告に入社し、以来セラミックコンデンサー積層機及び印刷機を始めとする各種機械の電気設計図の作成、組み立てられた各種機械の試運転業務に従事していたが平成 11 年 8 月 27 日原告を退社した。

被告会社、株式会社ジーティー、ジャパンは平成 9 年 11 月 7 日商号を“株式会社アール、シー、シー”として設立され、土木、造園工事の設計、施工、請負及びコンサルタント等を主力事業としたが平成 11 年 9 月 9 日その商業登記簿上の目的に“電子部品製造機械の企画開発、設計、加工、販売、及び輸出入”並びに“電子部品製造機械のレンタルリース及びコンサルタント”を加え、その後被告 A、B を雇用してセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計、製造、販売を行っているものと認められる。

請求

1. 原告は被告らに対し不正競争防止法 2 条 1 項 4 号、3 条 1 項に基づき本件電子データの使用を差し止め、同法 3 条 2 項に基づき本件電子データ及び本件電子

データターを印刷した設計図の廃棄を求める。

2. 被告会社に対しては不正競争防止法2条1項5号、3条1項に基づき本件電子データターを使用してセラミックコンデンサー積層機及び印刷機を製造販売することの差止めを求め、同法3条2項に基づき本件電子データター及び本件電子データターを印刷した設計図の廃棄、本件電子データターを使用し、製造したセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の廃棄を求める。

3. 被告らに対し不正競争防止法4条、5条1項に基づき、連帯して5,000万円及びこれに対する平成13年10月13日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(判旨要約)

#### (5)-1 営業秘密

不正競争防止法2条1項4号、5号所定の営業秘密の不正取得等による不正競争の成否を判断するに当たって、営業秘密が特定されているためには、そのすべてを開示する必要はなく、有用性、秘密管理性、非公然性という同条4項所定の要件の充足の有無を判断することができ、かつ、同法2条1項4号、5号所定の不正取得等の有無を判断する前提として、その不正取得行為等の対象として客観的に把握することができる程度に、具体的に特定されていなければならない。

本件電子データターは合計6,000枚に上るセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計図の電子データターであるが、別紙営業秘密目録記載のとおり特定されることにより、その範囲は客観的に画され、不正競争防止法2条4項所定の要件の充足の有無を判断することができるものと認められる。

##### イ. 有用性

認定事実によれば本件電子データターは原告の主な事業であるセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の製造販売に有用な技術上の情報に当たるものと認められる。

##### ロ. 秘密管理性

本件電子データターについては上記のとおり、設計担当の従業員のみアクセスしており、設計業務には社内だけで接続されたコンピューターが使用され、設計業務に必要な範囲内でのみ本件電子データターにアクセスし、その時々に必要な電子データターのみを取り出して設計業務が行われていた。また、本件電子データターのバックアップ作業は特定の責任者だけに許可されており、バックアップ作業には特定ユーザーIDとパスワード

ドが設定され、バックアップを取ったDATテープは設計部門の総括責任者の机上にあるキャビネットの中に施錠して保管されていた。———これらの本件電子データターの取り扱いの態様は、従業員の全員に認識されていたものと推認される。

本件電子データターについては、不正競争防止法2条4項の所定の秘密管理性の要件が充足されていたものというべきである。

##### ハ. 非公然性

本件電子データターには各部門の形状、寸法等を記載したものにとどまるものではなく、本件電子データターには各 부품の形状、寸法、選定及び加工に関する技術情報が集積されていること、これらの技術情報は原告が独自に形成、蓄積してきたものであり、刊行物に記載されておらず、公然と知られていないことが認められる。

また仮にリバースエンジニアリングによって本件電子データターに近い情報を得ようとするれば、専門家により、多額の費用をかけ長期間にわたって分析することが必要であるものと推認される。したがって本件電子データターは原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機が秘密保持契約なしに販売されたことによって公知になったとはいえない。また、不正競争防止法は営業秘密に特許要件のような新規性、進歩性を要求するものではないから、本件電子データターについて営業秘密に要求される有用性、秘密管理性、非公然性などの要件が充足されていれば、原告のセラミックコンデンサー積層機に具現された技術思想が特許要件としての新規性、進歩性を備えているかどうかにかかわらず、本件電子データターは営業秘密として保護されるというべきである。

#### (5)-2 営業秘密の不正取得等

被告A、Bは原告を退社する際に、本件電子データターを原告に無断で複製して取得し、これを自ら使用し、又は被告会社に開示し、被告会社は遅くとも平成11年10月初めごろには、被告A、Bから原告の営業秘密である本件電子データターを取得し、同被告らを雇用し、本件電子データターを使用してセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計を開始し、その後セラミックコンデンサー積層機及び印刷機の製造販売を行っているものと推認できる。そして上記事実を照らせば、被告A、Bにはこのような不正競争を行うにつき故意があったものと認められる。平成11年9月9日被告会社の商業登記簿記載上の目的に“電子部品製

造機械の企画開発，設計，加工，販売及び輸出入”並びに“電子部品製造機械のレンタルリース及びコンサルタント”を加えられたことも合わせて考えると，被告会社は被告 A，B が原告の営業秘密である本件電子データを原告に無断で複製して不正に取得したことを知っていたものと推認され，また不正競争を行うにつき故意があったものと推認される。

### (5)-3 営業上の利益の侵害

被告らのこのような不正競争により，原告が営業上の利益を侵害されたこと及び今後も侵害されるおそれがあることが認められる。

### 3. 損害 略

(評釈)

本件判旨において，不正競争防止法 2 条 1 号 4 号，5 号所定の不正取得，使用，開示行為並びに悪意転得行為の判断の前提として同法 2 条 4 項所定の営業秘密の要件，すなわち，その有用性，秘密管理性，非公然性のそれぞれにつき要件充足するや否やに示された判断はかなり具体的に判示されており，本件技術思想が特許要件たる新規性，進歩性を具備しているかどうかには拘わらず，営業秘密としての要件が充足されていれば営業秘密として保護されると明らかにしたことは評価できる。

また，本件は不正競争のうち，同法 2 条 1 項 4 号所定の不正取得行為及び同条 1 項 5 号所定の不正取得後悪意転得行為に該当するものとしてその違法性を認め，同法 3 条 1 項，2 項に基づき差止め，廃棄を認容したもので典型的な事例として注目に値するものと思われる。

### 4. アメリカ国際私法上の準拠法決定に関する判例<sup>(6)</sup>

経済のグローバル化進展に伴い，企業の多国籍化ないし外国企業との提携強化など国際競争力の強化を目指した事業活動の展開のなかで知的財産の保護の重要性が問われてきた。

我が国ではこの程，日本国内において管理されている営業秘密について国外において不正使用，開示行為の罪を犯した者にも国内犯として処罰の対象とするなど罰則の強化がされることとなった。また，“法例”の全面改正を受けて，成立した“法の適用に関する通則法”の施行により，涉外要素のある営業秘密や競争禁止に関する国際紛争事件に関しては準拠法決定の法律問題が一段と重要度を増すものと思われる。

そこで，アメリカ国際私法上，労働契約における競争禁止約款の有効性の準拠法について裁判例 3 件を紹

介する。

#### (a) shipley Co.Inc, v.Clark 事件 (1990)<sup>(7)</sup> マサチューセッツ連邦地裁

本件は契約中の準拠法約款において指定されたマサチューセッツ法を適用して競争禁止約款を強行した事例である。

原告会社 X 化学製品の製造販売に従事する会社  
被告 Y1 Y2 ミシガン事務所で従業した。

原告会社はミシガン事務所で働かせるために被告 Y1, Y2 を雇用した。雇用後，暫くして原告会社は Y1, Y2 に対し雇用契約終了後 1 年間はミシガン地域で原告と競争関係に立たない，また原告の企業秘密を被告らが使用，開示することを禁止するという二つの制限約款を含む雇用契約を提示した。この契約にはマサチューセッツ法により解釈されるという明示の準拠法約款があった，被告らはこの契約書に 1978 年 11 月に署名したものであるが，その後 1989 年に被告らは原告会社 X を辞め，X の競争会社である自分らの会社（ミシガン会社）を創った。そして X の以前の最大の顧客の一つである会社との取引を獲得した。そこで，X が競争禁止約款，企業秘密約款違反などによりマサチューセッツ連邦地裁に差止め請求した。

被告らはミシガン法の適用を求めた。第 2 リステイメント 187 条 2 項 b によれば (a) ミシガンは競争約款を禁止する基本的法目的をもっていなければならない (b) ミシガンはその争点の決定に対してマサチューセッツよりも実質的に大きな利益を有していること (c) 有効な選択法の選択がないときはミシガン法が適用されるというものであるが (a) の競争禁止約款は以前，制定法で禁止する強い法目的を有していたが，この制定法は 1985 年に廃棄され，禁止約款が競争禁止の期間，地理的範囲，雇用の形態などからみて，相当であるときは有効とされ，被用者は雇用関係終了後，競争行為が禁止されるとの制定法が設けられた。(1989 年) 故にミシガンはもはや競争禁止約款を禁止する強い公序は有していない。このことが主な理由としてマサチューセッツ法によれば，競争禁止約款は被用者の正当な営業利益を適切に保護する限り強行できると判示して，準拠法約款で指定されたマサチューセッツ法を適用し，競争禁止約款を強行したものである。

#### (b) Formy Industry, Inc. v. Andre 事件 (1965)<sup>(8)</sup> ノー

### スダコダ連邦地裁

アメリカの多くの裁判例は準拠法約款について当事者自治の原則を承認しながらも、一定の場合には例外的に競業禁止約款については指定された法律の適用を否認している。本件は当事者選択のコロラド法の適用を公序を理由に否認したノースダコダ連邦地裁の判決である。

原告会社 X は電気溶接機の製造販売に従事するコロラド法人であり、ノースダコダ地域のマネジャーの被告 Y1Y2 と雇用契約を締結した。契約には契約終了後、3年間の競業禁止約款とコロラド州法を指定する準拠法約款が含まれていた。そこで、X 会社が Y1, Y2, Y3 会社に対し3年間の競業禁止約款を含む雇用契約に従って、使用者と競業する業務に従事することの禁止と損害賠償を求めて訴訟提起したものである。

裁判所は当事者自治を原則として認めつつも、競業禁止約款の有効性を判断するに当たっては、コロラド法を指定する契約条項は競業禁止約款を禁止するノースダコダの公序に反するから有効とは認められず、ノースダコダ法が適用されると判示した。

### (c) Barnes Group, Inc. v. C. C product, Inc. 事件 (1983)<sup>(9)</sup>

#### サウスキャロイナ連邦地裁

本件は部分的に準拠法約款に指定された法律の適用を承認した判決である。

同一の会社に雇用された4つの州のセールスマンについて契約中の競業禁止約款の強行可能性が問題となった事件でアラバマのセールスマンについてだけ、準拠法約款で指定されたオハイオ法の適用を否認した判決である。

原告会社 X はコネティカットに主たる営業所を有するデラウェア法人である。

原告 A は X の一部門であり、オハイオに主たる営業所を有している。A は車や機械の修繕のためのボルト、ナットなどを全国規模で独立契約者を通じて販売している。

この独立契約者と A との契約には契約終了後2年間は類似の商品を販売しないとの競業禁止約款とこの契約は“オハイオ州の法律に従って解釈されるべきものとする。”との準拠法約款が含まれていた。

1977年から1979年の間に6人のセールスマンが A の下を去り、A の競争会社であり、オハイオ法人である被告 Y と契約し、A との約款に違反して A の前の顧客に販売を始めた。このセールスマンのうち、3人

はアラバマ、他の3人はそれぞれメリーランド、ルイジアナ、サウスキャロイナの住民であった。

A はこれらのセールスマンと Y との取引が A との間の競業禁止約款に違反する不法な侵害と主張して Y を相手取ってオハイオ北部地区連邦地裁に訴訟提起した。その後、事件はサウスキャロイナ連邦地裁に移送され、同裁判所は準拠法約款指定のオハイオ法を適用して、競業禁止約款は A の正当な営業利益を守るための合理的な方法であるとして、原告 A の勝訴判決を下したのに大して Y が控訴したのが本件である。

オハイオ法によれば、競業禁止約款はそれが相当であれば強行できるとし、メリーランド、ルイジアナ、サウスキャロイナの基準も同様であってこれらの州が異なるのは程度の差にすぎない。しかし、アラバマ法の下では競業禁止約款は相当であろうとなかろうと、公序に反し強行できない。アラバマの“基本的法目的”を侵害するとしてアラバマのセールスマンの約款の強行可能性について地裁がオハイオ法を適用したのは誤りであったとした。

また地裁は契約に対する不法な侵害についての訴訟原因に関しオハイオが不法行為地であるという理由で同州法を適用したが、われわれ裁判所はオハイオの不法行為地主義を破棄して利益分析論に基づく現代的アプローチを採用した。このアプローチによれば、アラバマ、ルイジアナ、サウスキャロイナおよびメリーランドがその領域内でのみ履行され、自洲の住民に係わる契約に係る不法行為についてはオハイオよりも自州地を適用することが遥かに強い利益を有することも、また明らかである。従って地裁がオハイオ法を適用したことは誤りであったが、サウスキャロイナとメリーランドはオハイオと同様に契約に対する不法行為についてコモンローの原則を承認しているので、この誤りは無かったものといえるが、ルイジアナ法ではオハイオの不法行為地主義を認めていないから、オハイオ法の適用の誤りを訂正されねばならないとしたが、オハイオと他の3つの州の法律の差は程度の差が存在するにすぎないからオハイオ法の適用はこれらの州の基本的法目的に反しないとして、同裁判所は競業禁止約款に関して当事者によるオハイオ法の指定はアラバマのセールスマンについてのみその強行可能性を否認し、他の3つの州のセールスマンについては肯認したものである。要するに本件も第2リステイトメントの方法論に従って下した判決である。

前記判例にみるように、アメリカ国際私法における契約の準拠法決定の基本原則は当事者自治の原則であるが、その制限を定めた第2リステイトメントの法選択理論を判例の多くが採用又は引用して競業禁止約款について法選択していると云われているものである。

因みに抵触法、第2リステイトメント187条の規定内容は次のとおりである。

当事者の契約上の権利義務を規律するために、当事者により選択された邦の法は

1. 問題となっている争点の決定に関して当事者の明示の合意により約定できたものである場合に、これを適用する。
2. 問題となっている争点の決定に関して当事者の合意における明示の条項により当事者が約定できなかった場合においても、当事者により選択された邦の法を適用する。

但し、次のいずれかの場合はこの限りでない。

- a 選択された邦が当事者又は取引と何ら実質的な関係を有せず、かつ、当事者の選択につき他に相当の根拠がないとき
  - b 選択された邦の法の適用が、問題となっている争点の決定につき選択された邦よりも著しく大きな利害関係を有する邦であって、かつ、第188条の規定によれば当事者による有効な法選択のない場合に準拠法となるべき邦の基本的法目的に反するとき
3. 反対の意思表示のない限り、指定は選択された邦の法にたいしてなされたものとする。

競業禁止約款と“職業選択の自由”の抵触は公正な労働条件の決定等を規律する強行法規たる労働法の規制する法域に属するものであって、各州の法律間で法の抵触が存在するところであるといえる。カルフォルニア、ノースダコダ、サウスダコダ、アラバマなどの制定法では“何人に対してであれ、適法な職業、商売又はビジネスに従事することを抑制するすべての契約は、その限りにおいて無効である”とされ、これに反する法の適用はその邦の政策、基本的法目的に反するものとして当事者間の競業禁止約款の効力を失うものとされている。

## 5. おわりに

労働契約の法的性質は使用者と従業者との間の信頼関係を基底とする債権債務関係にある。従って従業者は契約上の付随義務として誠実義務の一環である忠実

義務、秘密保持義務を負うもので、取締役にしても委任契約に基づき忠実義務並びに善管注意義務を負担することは明らかである。また契約終了後においても、なお、使用者なり会社に不利益を与えないようにする義務を負うものである。

しかしながら、競業避止義務は従業者の職業選択の自由ないし営業の自由と抵触するだけに、一定の合理的範囲のなかで当事者間で合意すべきものである。そこで、特約がなくとも、契約終了後における秘密保持義務ないし競業避止義務は一定の範囲で残るとは云うものの、直ちにそれら義務違反を問うことはできない、すなわち、何が営業秘密として特定されているのか、また保護法益に相応しい要件を充足しているか、また秘密保持義務を担保するものとして競業避止義務の期間、職種、場所、代償など制限の範囲が当事者双方の利益、不利益の均衡のなかにあるか、或いは自由競争の原理に反しないかなど確定のうえ、契約終了後の特約を具体的に約定することがその有効性をより確実にして訴訟リスクを軽減し、競争力としての知的財産保護にとって望ましいものと思われるのである。

最後に競業禁止約款の準拠法に関するアメリカ判例は、これから益々活発化すると予想される、国際的な労働力の移動とそれに伴って生じる困難な法律問題の解決への方向を示唆する点で注目すべきものと考え

## 注

- (1) 大阪高裁 平6.12.26判決 営業秘密侵害行為等控訴事件 判例時報1553号133頁
- (2) 大阪地裁 平10.9.10判決 棄却 不正競争行為差止等請求事件 判例時報1656号137頁
- (3) 奈良地裁 昭45.10.23判決 不正競争行為禁止仮処分命令申請事件
- (4) 仙台地裁 平7.12.22判決 棄却 不正競争避止義務違反行為損害賠償請求事件 判例時報1589号103頁
- (5) 大阪地裁 平1.2.27判決 営業秘密侵害行為差止等請求事件 TKC法律情報データベース 文献番号28081388
- (6) 帝塚山大学大学院 松岡 博教授の指導による“国際私法演習”で修習したもの。詳細は松岡博「涉外労働契約における競業禁止約款」阪大法学47巻4.5号83頁-121頁(1997)を参照。
- (7) 728 F. Supp. 818 (D, MASS. 1990). この判決については、松岡、前掲90-93頁参照。
- (8) 246 F. Supp. 333 (1965). この判決については、松岡、前掲94-95頁参照。
- (9) 716 F. 2d 1023 (4th. Cir. 1983). この判決については、松岡、前掲103-108頁参照。

(原稿受領2007.1.26)